

## 勿凝学問 148

効果的な未納対策と未納者に寛大な制度の矛盾

『読売ウィークリー』による読売年金改革案へのインタビュー記事

2008年4月28日

慶應義塾大学 商学部

教授 権丈善一

『読売ウィークリー』からの「読売提案に関する総括的な感想」という質問に、次のような準備をした。なお、本日発売の『読売ウィークリー』(2008.5.11-18, pp.28-9)では文字数が調整されているため、次の文章通りではない。

4月16日の7ページに及ぶ特集の中で貫かれていた視点は、その日の社説のタイトルになっていた「医療と介護も視野に入れて」というものであった。この視点を軸に置いたところに、年金を論じるにしても社会保障全体の問題を見わたす読売のバランスのよさを感じられる。そして実際、年金改革に関する読売案では、熟慮の末「結局、税方式への移行には、“大きな不公平”、“長い時間”、“巨額の費用”のいずれかが壁になる。そういうリスクをおかしてまでまったく新しい制度に替える必要があるかどうかは疑問だ」と結論づける。極めて妥当な判断だと思うし、この判断の適切さは、次の言葉で補強される——「全額税方式の基礎年金を導入している国はカナダ、オーストラリア、ニュージーランドの3か国だが、いずれも制度発足当初からで、途中から税方式に移行した例はない」。

特集の中での圧巻は、租税方式案——日経案、自民議連案など——を正確に批判し、さらに2004年から日本の政界を攪乱してきた民主党案についても「詳細は不明、評価は困難」と、民主党案が年金制度論としては実体をなしていないことを見抜いているところであった。

このようなすぐれた批判力をもつ読売が、すぐれた創造力をもつことは容易に想像ができ、未納対策として「免除制度の職権適用」と「国民年金保険料の天引き」を前面に出したことは高く評価できる。

ただし、読売案では、未納問題への配慮はしているが、今の年金制度そのものが、パート労働への厚生年金適用除外規定や第3号被保険者の存在を通じて、低賃金の第1号被保険者を生んでいる側面をタブー視しているように見受けられた。労働市場に中立な年金制度の確立という観点を加えなければ、今後も現行年金制度の各種規定ゆえに社会的弱者が輩出されるという、決してあってはならないことが起こり続けることになる。

改革の柱となる最低保障年金のアイデアそのものは評価できる。しかし貧困に陥ることを防ぐ「防貧機能」をはたす社会保険に、貧困に陥った人を救う「救貧機能」を租税を使って組み込もうとすると、保険料の拠出インセンティブを削ぐことになり、結果、国民の自立自助の精神を侵していずれは租税支出が膨らんでしまうという難問に直面する。読売による最低保障年金の提案が、こうした難問を国民が考えるきっかけとなってくれればと思う。

なお、免除制度への職権適用が実現されると、低所得者は必ず被保険者になり、低所得者だから被保険者期間が短いという状況はいずれなくなる。その時、10年という被保険者期間で5万円の最低保障年金が給付されるのは誰のためなのかという疑問は起こる。若いときにかなりの所得がありながら意図的に滞納した悪質な未納者を救済するためだけの制度に墮落しないことを願いたい。

社会保障番号には、「年金、医療、介護など社会保障の負担と給付を一括管理する」と記されている。言うまでもなく、アメリカ、スウェーデンをはじめとした各国の社会保障番号は、「医療、介護の負担と給付」など一括管理していない。読売の提案する社会保障番号が、経済財政諮問会議がかねてから望んでいた社会保障個人会計に転用されるようなものでないことを強く期待する。

最後に、当面の財源については緻密に論じる反面、将来の話になると緻密さが薄れて消費税率15%という言葉が頻出する。いささか気になるところであった。

## ゴチック箇所の解説

未納対策としては、読売が掲げた「免除制度の職権適用」と「国民年金保険料の天引き」は相当に効き目がある。このうち、「免除制度の職権適用」が実行されると、低所得者は、確実に免除手続をとることになり、いずれは低所得ゆえに未納である人はいなくなる。職権適用が実行されている状況下でも未納でいることができる人は、免除制度の対象となる所得以上の所得をもつ人たちだけである。そうすると、被保険者期間10年で5万円の最低保障年金を受給する人というのは、若いときに免除対象となる資格のない程のかなりの所得がありながら滞納を続けた、悪質な未納者だけになるだろう。読売案は、将来的にその人たちを救うだけの制度にならないのだろうか。

職権適用もなかった時代、若いときから所得が低かったゆえに、目下、低年金、無年金になっている人たちをなんとかかしたいという気持ちは分かる。被保険者期間10年で5万円を保障するという方法以外に、生活保護の改善などを視野に入れた対策などは考えられないのだろうか。

このインタビューで最も言いたかったことは、本稿のタイトルにした「効果的な未納対策と未納者に寛大な制度の矛盾」であった。